

日米安保の新段階

The New Phase of the Security Treaty between Japan and the U.S.

岩 本 勲
Isao Iwamoto

1. 日米首脳会談と日米軍事同盟の新段階

(1) 橋本首相とクリントン米大統領は1996年4月17日、「日米安全保障共同宣言——二十一世紀に向けての同盟」に署名した。「宣言」は、日米安保条約が「アジア・太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎」であることを確認し、そのためにこの地域に米軍10万人の前方展開軍を維持すること、「日米防衛協力のための指針」の改定ならびに「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍との間の後方支援、物品又は役務の相互提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(ACSA、1996年4月15日署名)に基づく協力を促進すること、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を通じての沖縄基地の整理・統合・縮小をおこなうこと、朝鮮半島の情勢安定化のための日米両国と韓国との協力をおこなうこと等を定めた。併せて、橋本首相は日米首脳共同記者会見の席上、極東有事に際しての日米軍事協力の本格的な検討の開始についての合意を明らかにした。

今回の日米首脳会談において新たに合意された基本的内容は、極東有事協力の確約と日米安保条約の適用範囲の拡大の2点に絞られる。これによって、日米安保条約は条文上の変更を経ることなく実質的に改定され、日米軍事同盟関係は新たな段階に入った。

しかも、このような重大な変更が、条文上の変更を伴うものではないという理由で、国会における審議を全く経ることなく行われ、これを咎める政党もなきに等しいがごとき状態は、日本の議会制民主主義にとっても異常な事態だといわねばならない。

極東有事における日本の対米協力は、前年に開催が予定されていた日米首脳会談での合意項目には含まれていなかった。これが急遽浮上したのは、沖縄の普天間米軍基地返還の交換条件としてであった。クリントン政権は前年、沖縄少女レイプ事件による県民の反米感情の盛り上がりにより危機感を募らせ、沖縄基地返還の焦点のひとつであった普天間返還を目玉商品として面積計算で約20%の基地返還を決意せざるをえなかった。だが、それは基地機能の分散化に過ぎなかった。これを取り引き材料としてアメリカが得ようとしたものは、日米安保の強化、とりわけ有事協力であり、失うものは何もなかった。一方、住専門題など国内政治において全く存在感をなくしていた橋本首相は政権浮揚の起死回生策として、この意表をつく取り引きに応じることを決断した。今後の日本の軍事外交政策の基本線を決定する有事協力は、一政権の人気取り政策の取り引き材料として弄ばれたのである。

普天間返還は米軍の軍事機能を縮小させるものではなく、沖縄基地の縮小を意味するものでもない。この基地の空中給油機部隊は山口県・岩国基地に移駐し、ヘリ部隊は嘉手納

基地にヘリポートを建設しここに移ることが予定された。移転費は1兆円を越え、ヘリポートは面積 300ヘクタール（自衛隊小牧基地を含めた名古屋空港全体に匹敵）で、建設基地は嘉手納町、読谷村など6市町村にまたがることになる。この基地機能の分散が「米国の占領者意識丸出しの強引な押し付け」であり「抜本的な全面返還はせずに県内の基地間でたらい回しにするのは、あまりにも沖縄県民をばかにした策と言わざるをえません」（「朝日新聞」、1996.4.3）という読谷村長のクリントン・橋本両首脳宛ての直訴状は、沖縄県民の悲痛な心の叫びであり、ことの真相を鋭く突くものである。

（2）極東有事協力は、直接的にはアメリカの朝鮮民主主義人民共和国への軍事干渉への支援を目的とするものである。アメリカは1994年4月、いわゆる核開発疑惑を口実に朝鮮民主主義人民共和国への大規模な軍事攻撃を準備し、海上自衛隊に掃海作戦への参加を打診してきたが、日本はこれを集団的自衛権行使に抵触する恐れありとして断ったと報道されている。（「朝日新聞」、1995.11.26）アメリカは、その後生じた中台の軍事緊張、朝鮮休戦ラインを挟む緊張の再燃を追い風として、有事協力への対日圧力を強めた。

有事協力の第1の柱は、「日米防衛協力のための指針」の改定である。このため、日米両国は「日米防衛協力委員会」（仮称）を5月に発足させ、今秋の「安保協議会」（2プラス2）までに一定の成果をだす予定である。同時に国内調整のために、安全保障会議（議長・橋本首相）のもとに委員会を設ける。さらに有事法則の整備を含む「共同対処計画」を2-3年で策定する計画でもある。有事協力の具体的内容は、表1に示されるとおりであり、これには当然、新たな有事立法をも必要とする。これは有事における民間空港・港湾の使用をはじめ、米兵の診療といういわゆるグレーゾーンから、米艦船の護衛や兵員輸送など明確なものまで、集団的自衛権の行使を内容とするものである。

池田外相とモンデール駐日米大使が4月に署名した日米物品役務協定はその目的として、共同訓練、国連の平和維持活動、国際救援活動において、日米は食料、輸送、給油、基地支援、部品、修理・整備など15項目にわたって、物品と役務を相互に提供することを掲げている。この協定は平時に適用されるとされているが、実際にはそれには止まらない。

表1 極東有事の際の米軍に対する後方支援策

現行法制でできない行動	法的根拠など
○自衛隊による米兵や物資などの輸送支援	自衛隊法第100条
○燃料、弾薬などの物品提供などの補給支援	自衛隊法第116条の2など
○自衛隊病院での診療などの衛生支援	自衛隊法第27条など
○自衛隊による調理や材料の提供などの給食支援	自衛隊法第116条の3など
○自衛隊施設での宿泊支援	地位協定第2条 〔4項(b)化した施設を除く〕
○在日米軍基地の警備	自衛隊法第95条など
○武力行使と密接不可分な情報交換	
○米艦船の護衛や兵員輸送	

（防衛庁などの資料を基に作成）

出典：「読売新聞」、1996.4.24

平時に自衛隊から給油を受けた米艦艇がその次の日に戦争に参加した場合、たちまちこの協定の平時適用の原則は崩れてしまうからである。さらに、村田防衛庁次官は、この協定が極東有事においても適用される可能性を示唆したし、梶山官房長官は同協定の有事版の検討の必要性に言及した。この場合、このような物品役務の提供が文字通り集団的自衛権の行使に該当することは論をまたない。

物品役務協定によれば、兵器の対米供与が行われ、これは武器輸出三原則に抵触する。だが、政府は官房長官談話をつうじて、この際の兵器供与はこの原則に抵触しないと見做すことを明らかにした。武器輸出三原則は、佐藤内閣（1967年）および三木内閣（1976年）の政府方針であり、衆参両院の国会決議（1981年）でもあり、本来官房長官談話によって覆され得べき性質のものではない。それにもかかわらず、今のところ国会がこれを咎める様子もみられない。

（3）日米安保条約の適用範囲は従来、フィリピン以北で韓国、台湾を含むとされてきた。だが、今回の共同宣言によれば、日米安保はアジア・太平洋の安定に寄与することを目的にするとあり、日米安保の適用範囲が一挙に拡大されたことになる。これに関する梶山官房長官の衆院内閣委員会の答弁では、安保適用範囲をASEANや大洋州までとしている。さらに、アジアという地理的概念は最大にとれば中東まで含むものであり、現に湾岸戦争に際しては、日本を基地とする巡洋艦バンカーヒルや航空母艦ミッドウェーがこれに参戦した。したがって、今回の適用範囲の拡大は、既成事実をそのまま確認したものと見える。しかし、歴代の政府統一見解に反して、事実として行われていたものが、新しく国家的認知を得ることはまた別のことである。とくに、自衛隊が集団的自衛権に大きく踏み込もうとしている現在、このことの持つ意味は重大である。

極東有事と安保適用範囲の拡大を合わせれば、日米首脳会談合意の内容が、朝鮮半島のみならず、アジア・太平洋での地域紛争にたいするアメリカの軍事干渉への自衛隊の積極的な軍事協力を意味することがなおいっそう明確となる。

（4）アジア諸国のマスコミや知識人の日米共同宣言に対する態度は、いずれも警戒的である。中国は「人民日報」で「日米安保は防衛型から攻撃型に変質しつつある」と警戒の念を表明した。韓国の「聯合通信」は韓国政府の日米共同宣言歓迎とは逆に、「日本の軍事的役割が拡大され地域紛争に介入する根拠ができた」と正確な論評を行った。タイ・チュラロンコン大教授スチット・ブンボンカン教授の論評は、東南アジア諸国民に共通している見解を次のように表明している。「東南アジアの人々の多くは、中国との力のバランスのうえで日本が重要な要素だとは思っているが、同時に、日本が再び大きな軍事力となることを望まない」（「朝日新聞」、1996.4.18）。いずれの論評も、自衛隊の地域紛争への軍事干渉を警戒することで共通しているといえる。

（5）1960年安保改定は、日米安保を承認するか否かで国論を二分した。あれから36年、安保反対の先頭にたって闘った社会党と総評は今はなく、日米安保の存在を前提とし、個別的自衛権の範囲内では有事協力を認めたいうえで、さらに集団的自衛権を認めるか否かの論争が政界、マスコミを支配している。これを巡って、自民党も新進党もそれぞれ党内で

意見が分かれ、保保連合を図る諸分派は、これを政争の具として利用しようとしている。

個別的「自衛権」にしる集团的「自衛権」にしる、自衛という文字に惑わされてはならず、歴史的事実と現実の世界政治の中でそれが具体的に何を意味するのかを吟味しなければならない。日本が明治維新以来行ってきたすべての戦争は、いずれも国防という名の侵略戦争であった。沖縄戦を除いて、すべての地上戦が他国領土で行われたことの一事でさえこのことを明白に証明している。沖縄漂流民殺害と岡山の船員被略奪事件を口実に台湾出兵を行って以来、大東亜共栄圏建設という名で日本のアジア帝国主義支配をめざしたアジア・太平洋戦争まで、いずれの戦争も侵略を名乗った戦争はなかった。

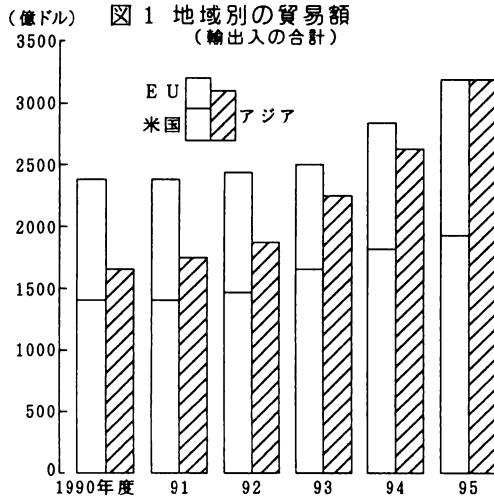
集团的自衛権と個別的自衛権の区別は国際法上のある意味では人為的な概念区別であって、両者の区別が、軍事同盟を結んでいる日米間の実際上の作戦と軍事行動において厳密になされることはありえない。集团的自衛権を行使しない軍事同盟は本来、ありえないからである。現に、「日米安保条約」前文において、明文上でも「両国が・・・集团的自衛の固有の権利を有していることを確認」しているのである。

この事実を無視して、個別的自衛権は合憲だが、集团的自衛権は違憲だとする歴代政府の見解は、自衛隊と日米安保条約を合憲とする、牽強付会の論理にすぎない。したがって、集团的自衛権は反対だが個別的自衛権は承認するという論理は、根本的な矛盾をはらみウイークなものとならざるをえない。日米安保反対と個別的自衛権反対までにその主張を徹底させないかぎり、集团的自衛権反対を貫くことは出来ない。帝国主義段階に達した現代日本国家において、18,9世紀的な民族防衛戦争が行われる余地はもはや存在しないのである。

(6)「朝日新聞」は日米同盟強化を「経済界は歓迎」と報じた(1996.4.18)。それによれば、「経済同友会が集团的自衛権の行使を禁止している政府見解の見直しを求める提言をまとめたばかりであり、経済界では、安全保障の強化によって投資リスクを軽減したいと、という思惑が強く打ち出され始めている」。さらに、牛尾代表幹事は「現状では、カントリーリスクをすべて企業がかぶっている。特に中国へは進出が増えており、日米安保の強化はぜひ必要だった」と分析したとも伝えている。日米安保の強化の本質が、日本国民の防衛ではなく、アジアに進出している日本資本の防衛であることをこれほど率直に語ったものは他にはない、とさえいえよう。軽武装・経済重視は過去の資本のスローガンであった。しかし、現在のそれは重武装・経済重視である。1980年代に始まる日本帝国主義の政策転換の事実を見落としてはならない。

近年、日本資本の対アジア投資が大幅に伸び、1994年には対欧州投資を追い越し、対アジア貿易黒字額も対OECD貿易黒字額を上回った。さらに1995年には対アジア貿易額が対アメリカ・EU貿易額をうわまわった(図1)。日本帝国主義の日米安保強化の衝動への物的基礎がここにあることを改めて確認しないわけにはゆかない。

一方、アジア・中国市場での日本の競争相手としてのアメリカは、日本の軍事力強化と有事協力は、アメリカのコントロールの範囲内でのそれに止めおこうとしている。ペリー国防長官が4月、来日に際して有事協力を集团的自衛権ではなく現行憲法の枠内での協力としてそれを要求し、自民党訪米団にたいしても改めてこれを強調しているのは、その証左である。

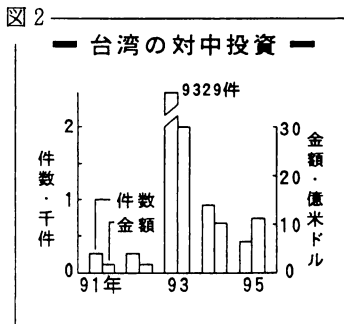


出典：「朝日新聞」、1996. 4. 19

(7) 極東有事協力の中心的な論拠とされた朝鮮有事の虚構性が明らかになりつつある。アメリカは米・朝・韓・中4カ国会議をよびかけ、他方、朝鮮人民民主主義共和国は使用済み核燃料棒の封入を開始したことを、アメリカ側が5月1日、発表した。これで、朝鮮民主主義人民共和国は核兵器開発の疑惑を自ら絶ち、最も基本的な紛争の火種を一つ消したことになる。

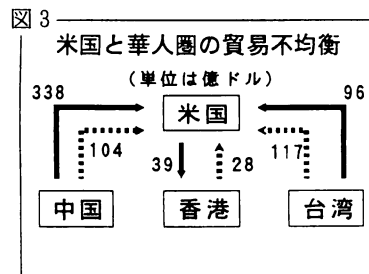
極東有事協力のもう一つの有力な口実であった中台紛争はまるで嘘であったかのごとく、中台関係、中米関係が好転の兆しを見せている。中国当局は4月29日まで開いた台湾工作会議で、台湾との経済協力、各分野での交流を促進することをきめた。台湾側も30日、中国側との政治対話と呼び掛けた。中台経済関係の緊密化は、両国の平和共存を不可避とさせている。近年、台湾企業による対中国投資が大型化し、電力、自動車、ハイテク関連などインフラ型に移行している。台湾当局によると91-94年に認可した対中投資は10764件、総額45億5千万ドルに達している(図2、「日本経済新聞」、1996. 1. 18)。

アメリカは中台緊張に際して艦隊を派遣し、米中関係が一挙に悪化したかにみえたが、しかし、艦隊派遣は米中の暗黙の了解のもとにおける一種のパフォーマンスを推測させた。クリストファー・米国务長官と銭・中国外相は4月、ハーグで会談し関係修復で合意した。米中双方の経済的利害が両国の関係悪化を許さなかったのである(図3)。



出典：「日本経済新聞」、1996. 1. 18

(注) 台湾經濟部調べ、93年の数値が激増したのは、93年の新法の施行で過去に無認可で中国進出した投資を過加認可したため



出典：「日本経済新聞」、1996. 3. 13

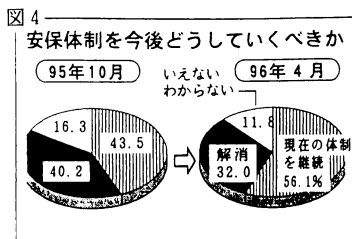
(実線は95年、点線は90年。矢印は相手先への黒字)

(8) 日米安保条約に関する世論調査では、沖縄少女レイプ事件直後急速に安保解消論が増加したが、普天間基地返還計画をきっかけとして、安保解消論は再び沈静化し、橋本内閣の支持率は急回復したかのように見える。「日本経済新聞」(1996.4.23)によれば、4月調査(19-21日、調査対象3000人)では安保継続論が、昨年10月調査の43.5%を12.6ポイント上回る56.1%となり(図4)、前年8月調査の59.8%に近付いた。この傾向は、「毎日新聞」の調査でも確認されている(図5)。内閣支持率も前回調査(3月)を11.6ポイント上回った(同上、「日本経済新聞」)。

一方、普天間基地返還との取り引き条件となった有事協力について、上記「日本経済新聞」調査では、48.5%の回答者が「紛争を想定した日米の防衛協力には反対」し、39.6%が「米軍の後方支援のための法律改正賛成」と答えた。集団的自衛権については、42.9%が従来の政府解釈のもとに米軍後方支援に賛成し、36.8%が従来の政府の憲法解釈を支持し米軍への協力には反対し、11.6%が集団的自衛権と戦闘参加に賛成した。

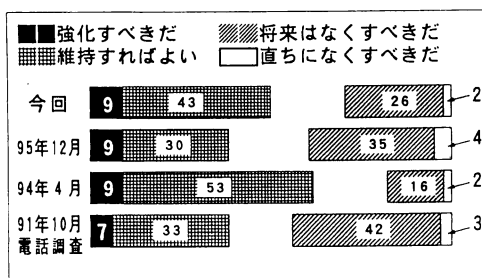
かつて安保条約に反対していた政党や労組や知識人たちが、安保支持に転向し、マスコミ、論壇が集団的自衛権と有事協力をめぐってその見解に濃淡の差はあれ、いずれも安保支持の一色に塗り潰されている現状にもかかわらず、国民の間では依然として3分の1近くの人々が安保解消論にたち、半数近くが有事協力に反対している事実こそ注目しなければならない。このことは、政党や政治的イデオログと選挙民との、また労組指導部と下部労組員との重大な乖離があることを示しているといえる。

沖縄基地返還にともなう代替基地の建設や拡張は必ずや地元住民の反発を招かずにはおかない。実弾射撃訓練基地の本土移転の候補地の住民は早くも反対運動を開始した。これらの運動が拡大し、基地返還のまやかしとその代価の余りの大きさが明らかにされるならば、橋本政権の人気回復も束の間のこととなり、再び政権の不安定さは免れないことになろう。



出典：「日本経済新聞」、1996.4.23

図5 日米安保についてどう思うか
(数字は%、「わからない」と無回答は除く)



出典：「毎日新聞」、1996.8.24

とはいえ、日本の軍事外交路線の大幅転換に際して、沖縄や本土候補地を別として、本土国民全体としてのこの静けさは何を意味するのであろうか。社会党=社民党が政府与党となり、労組「連合」がそれを先導している現状にあっては、これは当然予想されたことではあるが、しかし、このまま事態が進むことを容認するならば、国民は将来、この静けさの代償を幾倍にしてか支払わねばならぬときを迎えなければならぬのではなからうか。

(1996.5.3)

2. 橋本首相訪米

(1) 橋本首相が1997年4月、アメリカを訪問し、日米首脳会議が行われた。首相はそこで、懸案となっていた在日米軍の削減はこれを求めず、逆に米軍のアジアにおけるプレゼンスがこの地域における安全保障のため非常に重要だと評価したうえ、「日米防衛協力のための指針」の見直し作業の促進と5月中旬以降の適当な次期での中間報告の発表とを確約した。これは、前年の日米首脳会談で宣言された日米安保条約の新たな強化を、クリントン大統領の2期目に際して改めて確認するものであった。

首相は訪米に先立って、沖縄米軍基地の維持強化のため、沖縄県民の懐柔をはかるべく、将来における米軍削減の可能性についてのせめてもの示唆をアメリカ側に願望した。そのため、結果的には行われなかったが岡本首相特別補佐官の特派さえ計画した。だが、そのような甘い期待は、訪日したゴア副大統領やコーエン国防長官によってあえなくも打ち砕かれてしまった。これらの米首脳は、アジアにおける米軍の10万人配備体制の維持に基本的な変更はないことを言明した。とりわけ、コーエン国防長官は、仮に南北朝鮮が統一されたとしても、この体制に変化がないことを強調した。これは、これまでは一切明らかにされなかったアメリカ側の見解である。今年、アメリカは4年期防衛見直し(QDR)にあたるが、ここには、朝鮮情勢の如何にかかわらず、10万人体制の維持が折り込み済みであることが示唆されている。このことはまた、朝鮮半島の不安定さを有力な根拠として開始された日米安保条約の再定義とそれに伴うACSA締結や「日米防衛協力のための指針」の改定そのものの根拠が、改めて問い直されなければならないことを示している。

これに関して、在日海兵隊司令官クルーラックは、在日米軍の意義を次のように語った。「日米関係は、日米間だけではなくアジア全体の安定と結び付いている。日本の国民が日本海200マイルの安定だけを米軍に期待しているとは思わない。ペルシャ湾からマラッカ海峡、東南アジアを経て東アジアに至る石油ルートにも関心がある。米軍の意図は東北アジアばかりではなく、南アジア、インド洋、ペルシャ湾を含む地域に安定と発展の枠組みを与えることだ」(「日本経済新聞」1997.4.13)。ここに、アメリカ側の本音があることはしばしば指摘されてきたとおりである。だから、米議会下院本会議で3月11日、民主党の一議員が折りから提出されてきた沖縄感謝決議の議決に際し、「米軍が日本を守っているにもかかわらず、日本は戦域ミサイル防衛(TMD)に金を出さない」と異議を申し立てたのに対して、決議提出者のビロイター共和党議員が「誤解してはいけない。米軍が沖縄に駐留しているのは我々の国益のためなのだ」(「朝日新聞」1997.4.20)と反論したのは、沖縄米軍基地の役割を率直に認めたものだということができる。このことは、すでに1982年4月21日の米上院歳出委員会、日本防衛の負担に関する質問に対して当時のカルーチ国防次官が「沖縄の海兵隊は日本を守るために配置しているものではありません」(「朝日新聞」1997.3.22)と答弁していることと軌を一にするものである。

「日米防衛協力のための指針」の見直しの焦点は、日本周辺有事の際の、日本の対米後方支援の具体的内容を定めることである。その主な検討項目は次の5点にある。①人道的援助活動。毛布・食料品・医療品などの支給 ②非戦闘員を退避させるための活動。緊急

退避の輸送手段の協力 ③米軍による施設の使用。自衛隊基地の共同使用、民間空港・港湾の使用 ④米軍活動にたいする後方地域支援。補給支援、輸送支援、整備支援、医療支援、通信支援、通関業務等の便宜供与 ⑤自衛隊の運用と米軍の運用。機雷掃海、捜索・救難、船舶の安定確保、日本周辺の警戒・監視・情報交換。（日本経済新聞」1997.4.28）。具体的には、アメリカの対日要求は次のような内容を含む1059項目に上る。〈在日米陸軍〉神奈川、沖縄地区での軍需物資等の輸送。弾薬輸送の荷役支援。給水、給電、ごみ処理、汚水処理など。〈在日米海軍〉成田、福岡、長崎、那覇各空港の使用と24時間通関体制。松山、大阪、名古屋、水島、福岡、神戸各港湾の使用。厚木基地の在日米軍従業員の増強。警備艇、ヘリコプターによる海上監視、機雷掃海など。〈在日米空軍〉新千歳、千歳、関西、福岡、宮崎、鹿児島、那覇各空港の使用。避難民用の寝具の確保。電波の割当など。〈第7艦隊〉横須賀、佐世保での艦艇停泊、修理。北海道での重火器の実弾射撃訓練場の提供。対潜水艦用の武器・弾薬。掃海具、P3C哨戒機の部品提供。海上自衛隊の基地使用など。〈第3海兵隊〉沖縄の海兵隊基地と岩国基地でのトラック、トレーラー、クレーン、フォークリフトの提供。コンテナ輸送支援など。（「毎日新聞」1997.5.16）。一言でこれを表現すれば、日本列島の総米軍基地化だ。これらの後方支援は、今日ではじめて検討されたものではなく、1994年のいわゆる朝鮮半島危機の際に、日本政府はその実施を含めて真剣に検討したものだけに、これらの支援は現実性の高いものである。政府は、これらの支援が限りなく集団的自衛権のいわゆるグレーゾーンに踏み込むものであるが、あくまでそれはグレーゾーンで集団的自衛権の発動そのものではないゆえに憲法に違反しない、と主張している。だが、上記後方支援の内容のすべてが、まったく戦闘行為と一体化したものであり、これらの後方支援なしには米軍の作戦が不可能であることは一目瞭然である。現在、マスコミの論調は集団的自衛権の行使問題に関して、主として武器弾薬の補給や掃海艇派遣のみに焦点を当て、あたかもこれだけに問題があるかのように論評しているが、実際には後方支援の全体そのものが集団的自衛権行使に該当するものである。一般的にいっても、戦争においては、後方支援のない戦闘は決してありえず、両者が一体化してはじめて戦争が成立する限り、有事に際しての日本の対米軍後方支援が即、集団的自衛権の発動であることは疑い得ない。また、本論1ですでに指摘したように、軍事同盟下にあっては個別的自衛権と集団的自衛権との概念的区別は便宜的、恣意的なものにすぎず、軍事同盟とは本来「集団的自衛権」を行使しなければ意味のないものである。現に現在の自衛隊と米軍の共同演習は、両者が一体となっていて行われているところに、一つの特徴がある。ACSA適用最初の日米共同演習であった「キーン・スウォード97」（1996.11）がこのことを端的に示した（石川巖「大きく翼を拡げる在日米戦力」『世界』1997.6、参照）。政府はこれを、自衛隊の練度をあげるための演習にすぎないと強弁しているが、演習は実戦のためにあり、演習は実戦を想定して行われるものである。

冷戦が終焉した時点での日米安保条約の強化、後方支援という形での自衛隊の実戦参加への接近、このパラドックスを解く鍵は、自衛隊が本来有しながら、内外の政治的力関係をおもんばかってやむなく、ごまかし隠蔽されてござるを得なかった自衛隊の本質、つまり軍事力の威嚇による自国権益の擁護という帝国主義軍隊の本質を明らかにするところにある。

自衛隊の海外進出が1996年以降、目覚ましくなったことにもその一つの証左をみることができる。PKO法の成立（1992年）によって海外派兵の大儀名分を得た自衛隊は、海外派兵の演習に勤しむことになった。1996年には「航空自衛隊が初めて米英との合同演習に部隊を派遣したほか、陸上自衛隊も戦車を米本土での実弾射撃に初めて派遣。海上自衛隊もロシア、韓国を初訪問」（「毎日新聞」1996.10.29）。自衛隊は日本防衛というこれまでの存在理由を越えて、その存在を主張し始めたのである。

（2）駐留軍用地特別措置法の改正によって沖縄は、またも本土とその支配者たちの犠牲獣に供された。それは、首相訪米を控えて、なにがなんでも沖縄基地問題に決着をつけておきたいとする政府の強引な政策であった。特措法改定は、憲法第9条に違反して外国軍に基地を提供し、ブルジョア国家が最も神聖視してきた筈の私有財産権を犯し（憲法第29条）、行政法の法理に反して国家と国民が係争中に法を当事者国民の一方的不利益に改定し、事実上一つの地方自治体に適応する法律が必要とする住民投票（憲法第95条）を無視し、現行土地収用法が削除した軍用地収用を復活するものであった。これが、口を開けば法の支配を主張してきた政府の現実的な姿であった。

特措法改正の過程は、戦前の挙国一致、大政翼賛国会を彷彿させるものである。同法改正は、自民党と新進党との合意に基づく部分的保・保連合のうえに実質的な審議もほとんど行われず、衆議院においては賛成9割以上で（4月11日）、参議院では賛成8割以上で可決された。これは、湾岸戦争への対米拠出金の国会議決に際して行われた、社・共両党を除く保守・中道による挙国一致的議決をさらに一步大きく進めるものであった。かつては天皇という絶対的権威の前に国民も政党も呪縛され、今日では与野党ともに「日米安保」というあたかも絶対的権威の前に、呪縛されたごとき観を呈した。日本の議会には、それが建て前とする審議・討論に基づく理性的決定などというブルジョア民主主義の形式すらもはや、お題目としても残存していないことを改めて明るみに出した。このような形で、議会制民主主義が自らを形骸化させて行くその先に何が待っているか。これを知るためには、アジア・太平洋戦争にいたる日本の政治過程をもう一度振り返ってみることも再び必要にさえなっている。

国会議決は、世論調査による世論とも大きく乖離するものであった。なるほど、特措法改正を当然・止む得ぬとする人々は55%を数えたが、納得できないも36%に達した（「朝日新聞」1997.4.23）。別の調査では、特措法改正に56%が批判的であった（「毎日新聞」1997.4.23）。とくに沖縄県民の批判が強い。沖縄県民は東京で1万人の集会を行い特措法改正反対の意思を示した。沖縄では、37市長が特措法改悪反対を表明し（賛成は3市長）、15議会が反対決議を行った。中部市長村会（13市町村）は「日米安保のために沖縄県民をこれ以上にいけにえにするな」と本政府を厳しく批判した。これまでの反戦地主とは別に新たに、嘉手納飛行場権利獲得期成会の契約地主47人が契約更新拒否を宣言した。

沖縄基地問題は、本質的に何等の解決の目途はたっていない。橋本訪米に先立ち、本土基地所在地の首長達を、なだめたり脅したりすることによって、なんとかハリヤー訓練基地や実弾射撃訓練の本土基地への分散だけは成功したかにみえる。だが今後、そこでの新

たな基地公害の発生と地元住民との軋轢は避けがたいものとなろう。沖縄では、普天間基地代替案としての嘉手納基地拡張案は早くにつぶれたため、政府は名護市長に代替ヘリポート建設案の受け入れを飲ませた。だが、区長会がこれを拒否したために、市長は進退に窮しているのが現状である。もとより、住民たちの反対は根強い。

(3) クリントン大統領第2期めのアジア政策の基本方針が、1996年11月のオーストラリア国会での演説において示された。それは次の3項目を柱とする。同盟関係の強化、対中国関与政策の強化、民主主義の拡大である。同盟強化とは、日米・米韓同盟の強化であることはいうまでもない。注目しておかなければならない点は、アメリカの対中国政策である。クリントン大統領は次のように演説した。「米国の第二の安定化目標は、中国への関与の強化である。中国が今後数年間に目指す方向と、同国が将来におけるその偉大さをどう定義するかによって、次の世紀が紛争の世紀となる協力の世紀となるかが決まる」(『世界週報』1997年新春特集号、p.83)。米中関係は1996年3月、台湾の総統選挙をめぐって、ミサイル実験で牽制する中国に対し、アメリカ政府は空母2隻を台湾沖に派遣した時、あたかも両国関係は極度に緊張したかにみえた。現在、これが中米双方の読み違いに起こった誤算だったのか、それとも双方納得づくの芝居だったのかをめぐって、評価の食い違いはある。真相は当事者のみしか知り得ぬところであるが、少なくとも米国政府は空母派遣直前までは台湾への急迫した軍事脅威はないと評価していた(ウィンストン・ロード国務次官補(東アジア太平洋相当)米議会委員会証言、2月7日、『世界週報』1996.3.12)。また米空母インデペンデンスが台湾へ向かっているさなか、劉華秋中国國務院外事弁公室主任とペリー米国防長官とが会談し(3月7日)、その直後も劉主任とレーク大統領補佐官との会談が行われている。このようにみるかぎり、たとえ両国に多少の誤算が仮にあったとしても、両国は台湾問題で決定的に対立することだけは回避しようとしていたことは、確かではあるまいか。アメリカの中台問題に関する基本政策は1979年の台湾関係法と三つの米中コミュニケに立脚している。その骨子は大体次のようなものである。アメリカは「中国を唯一合法的な政府」として承認し、一つの中国、一つの台湾、という政策はとらない。米台間では文化、商業その他非公式の関係は維持する。台湾問題は中国人が自身によって平和的に解決されるべきである。ただし、台湾に対する不買、通商停止などを含む非平和的手段で台湾の将来に圧力をかけようとすることは西太平洋地域の平和と安全を脅かすものとして米国の重大関心事となる。台湾に防御的武器は提供する。米国は台湾にたいする武力行使などいかなる強制にも抵抗する能力を維持する(上掲、ウィンストン・ロード)。これが、台湾をあくまでも重要な対中牽制カードの一つとして残しておきたいアメリカ政府の台湾政策である。

米中関係は96年11月のAPECでの米中首脳会談を契機にして、急速に好転に向かっている。まず、米中外相会談において、両国首脳会談の定期的開催、中国の核関連技術とミサイルの輸出規制、アジアの地域安全保障について協議する高官レベルの2国協議の定期的実施、朝鮮半島緊張緩和への両国の協力体制の整備、など重要で広範な問題での合意が達成された。米中首脳会談がマニラで開催され、97以降両国首脳相互訪問と定期的高

官会議が合意された。12月には、それまで遅延されていた遅浩田・中国国防相の訪米が実現し、両国の軍事交流も軌道に乗り始めた。97年3月には中国軍艦3隻が、中華人民共和国成立以来初めて、アメリカを訪れる段階までにいたっている。この同じ月、ゴア副大統領が訪中した。これは、1989年6月の天安門事件以来初めての米首脳級の訪中であった。これによって、前年のマニラ会談での合意を確認し、江沢民・中国国家首席の97年秋の訪米、98年のクリントン大統領の訪中を決定した。

アメリカの急速な対中傾斜の基礎には、貿易・投資市場としての中国の魅力の増大がある。ゴア副大統領の北京訪問の際、ボーイング社との商談6億8千万ドルを含めて中国政府と米国は総計22億ドルの商談をまとめた。自動車業界での経験則として、国民一人当たりの名目GDPが千ドルから3千ドルの範囲に来ると、その国では二輪車から四輪車への買い替えが進むといわれている。中国は2010年には3千ドルにちかづくと思われる。これを証明するかのごとく、ゴア訪中時のGMの合併事業成立（13億ドル相当）をはじめ、フォードの自動車現地生産の決定（4月）やすでに対中進出を果たしているクライスラーの合併事業を合わせれば、米国自動車産業界のビッグスリーが対中進出を果たしている。これらのビッグスリーの全工場がフル稼働すれば中国市場の2割弱を占めるようになる（「日本経済新聞」1997.4.15）。

一方、もとより中国側はアメリカ一辺倒にかけているわけではない。シラク・フランス大統領が5月、中国を訪れた。これは14年ぶりのフランス首脳の訪中である。両国首脳は共同声明で次の点を確認した。世界の多極化の推進、国連安保理の限定的拡大、中国のWTO加盟へのフランス支持、双方の文化的・歴史的相違の尊重と人権問題での対話促進、首脳会談の年1回の開催と外相会談の年2回の開催。同時に両国は、原子力、宇宙開発、環境保護、農業などの分野で8協定を締結した。これにともなってエアバスインダストリーの旅客機30機など15億ドルの大型商談が成立した。これらは明らかに、アメリカの中国市場独占政策に対抗してのフランスの巻き返しであり、中国の多角的バランス外交の一環でもある。

中国はロシアとの関係改善もはかり、対米カードをもう1枚ふやそうとしている。江沢民・中国国家首席は4月、モスクワを訪れエリツィン大統領との共同声明を発表し、軍事ブロックの拡大反対など両国の「戦略的協力」をうたった。ロシアの対中軍事協力の促進も確認され、ロシア製の対空ミサイル防衛システムや新鋭ミサイル駆逐艦2隻、キロ級ディーゼル潜水艦4隻の早期導入が同意された。また、中国とロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタンとの国境兵力削減が合意され、永年にわたるこの地域の緊張が大幅に低下した。

（4）米朝関係は3月、4カ国協議（米・韓・朝・中）の合同説明会を実現する時点まで進んだ。つづいて、米朝準高官会議を開催し、連絡事務所の開設、ミサイル拡散防止、行方不明米兵（MIA）の遺骨収集の3分野で前進をはかることになったという。だが、食料援助問題とからんで4カ国協議はその後、足踏み状態がつづいている。とはいえ、黄・朝鮮労働党書記の亡命事件の一連の経過が示すように、4カ国協議国相互の関係は比較的

冷静で実務的なものになっていることを明らかにした。一方、日本はかつて根拠不明の「ウネ」問題を持ち出して日朝会談を中断させたまったく同じ手口で、今度は在朝日本人妻の一時帰国問題やいわゆる拉致事件問題を持ち出し、人為的に食料援助を遅らせている。

(5) 以上のようにアジア情勢を瞥見するかぎり、ここには差し迫った戦争の危機はない。それにもかかわらず、なぜアメリカは10万人体制をこの地域で維持しようとしているのであろうか。答えは比較的簡単である。アメリカは中国を中心とするアジア市場で、日本とヨーロッパの帝国主義諸国にたいして優位し自己の帝国主義的権益を維持するためには、卓越した軍事力とそれに担保された強力な外交力の維持を不可欠としているからである。また、米軍が地域紛争に備えての憲兵的役割を果たそうとしていることも間違いない。

日米同盟は、アメリカのこのような軍事プレゼンスを確保するために、地政学的にも財政的（思いやり予算）にも、必要不可欠なものである。

日本はアメリカに匹敵しうる、あるいは対抗しうる軍事力を持たないかぎり、アジア市場の安全と安定を確保し、この地域での権益を確保するためには当面、アメリカに協力しこれに追随するほかはない、というのが日本の支配階級の判断である。もとよりその間にも、自衛隊の独自の強化は絶えず追求されている。冷戦終焉にもかかわらず、また国家財政逼迫にもかかわらず毎年、巨額の防衛費が計上されていることは、このことの一部を示すものである。

(1997. 5. 20)